

初めに

1991年1月16日を期限とする在日韓国人の法的地位再協定問題が、1月9日に海部総理が訪韓し韓日両国間で覚書交換をしたことによって終止符をうちました。その覚書の中で、協定三世以降の永住権、指紋押捺、強制退去事由、再入国許可期限等の問題については、不十分ながらも一応在日の私達の主張に近い形で解決をみることが出来ました。このことは見方によっては一定限の評価も出来ます。しかし、人間には不正常な状態が永く続くと、時にはそれが正常に見えるという愚かな錯覚をする場合があるように、この問題についての今回の解決もまた、“不正常な状態が正常に近く正されたけ”と見た方がより妥当かつ客観的な判断だと思われます。

評価出来るとすれば、“正常に近く正される”まで苦しい努力を続けて来た、在日同胞のエネルギーと、日本との経済問題をも抱えている本国政府が、その相対的劣勢の中で進めた外交努力のプロセスこそでありましょう。

しかしこのような一応の終止符がうたれた今、私達は特に喜びや充足感もなく、むしろ虚脱感さえ感じるのはなぜでしょうか。それは、後に残された問題の壁の厚さを更めて思い知らされるからです。外国人登録証の常時携帯、地方公務員採用、民族教育、教員採用、地方選挙権等については、私達の声とは程遠い消極的内容に止まり、特に地方選挙権取得問題については「大韓民国政府より要望が表明された」との記述が覚書の末尾にあるのみで、問題外だとの門前払いそのものです。未解決の問題については、今後必要に応じて両国の外務省局長クラスの年1回の協議に委ねるとのことですが、それに私達が期待することは、正に“柵からボタ餅”を待つに等しいことであり、戦後46年間の処遇を振り返ってみればそれは明らかなことでしょう。

それでは？ということになりますが、私達は歴史の教訓に学ぶべきであります。多くの歴史は、マイノリティがマジョリティに対して異議申し立をすることによって変革され進歩して来たという厳然たる事実こそ、偉大な教訓であります。外交交渉の前に、私達自身の主体的、大衆的努力こそ最も大きな力と

なり得ることを、深慮すべきだと考えます。

極めて微力な私が、あれもこれもというわけにはいきませんが、数年前より在日韓国人の地方選挙権について深い関心を持ち続け、法廷で是非を糺してみたい意欲をもっていたところ、昨 90 年 9 月頃、新聞紙上に大阪韓国青年商工会のメンバー 11 名が訴訟提起をしたとの記事があり、座視できず提訴することを決意し、現在準備を進めています。この提訴が単に大阪・福井だけでなく、全国各地に波及し、韓国人、日本人を問わず広く世論を喚起できればとの思い切なるものがあります。

総 論

前述の如く、今回の再協定で幾つかの問題が“正常近く正された”わけですが、その原動力となったものは 85 年外登更新前後の全同胞を網羅した大きな“指紋押捺反対運動”があったこと、又、永住権その他についても在日同胞社会の韓日両政府に対する活発なアピールがあったことであります。選挙権問題についても同様のことが言えます。大阪での選挙権提訴が新聞報道された翌日、私の石川県在住の日本人の友人から電話で、「あんたらっちゃ選挙権がないがけ？、知らなんだなあ。」と、言って来ました。私達の現状を知らない大部分の日本の人々に実態を知らしめることが問題解決につながり、その方途として今回のような訴訟が各地で展開されるべきであり、又、私達自身が積極的に声を上げなければ、日本の立法も行政も司法も動くことはあり得ないと考えるべきです。

日本国家及び社会の一般的価値諸相の中で、在日韓国人をマイナス要因としてとらえ、あるいは治安対象として処遇していることは、私達はその日常生活において肌身に感じている事実であります。戦後 45 年の歳月の中で、日本の地が私達にとって実生活上第一の故郷とも言える離れがたい生と死の現場となっているにもかかわらず、旧態依然たる差別が今日まで続いています。私達自身のために、そして日本社会が真に開かれた国際社会に発展するために、在日同胞の存在をプラス要因に転化する努力が両者に必要なことは言うまでもないでしょう。

私の持論に‘在日韓国人ハードル論’というのがあります。1m と 1.5m のハードルを並べて、同能力の二人の選手に競争させ高いハードルの方の選手が飛べなかったことを非難し、高さのハンディーを無視する図式が今日までの日本社会一般の在日韓国人観であるといっても過言ではないと思います。同じ高さのハードルを与え共に越えさせることは、より良い日本社会を創造するための力となって作用するはずで日本社会を離れがたい生活の場として位置付ける以上、私達は共生のための努力をせざるを得ません。それには、意志反映の方法として地方選挙権取得は不可欠であり、それすらないところに共生の意志は

実り得ず、差別の続く限り共生の努力より反発の方が大きくなることも、自然の理と言えるでしょう。

戦後処理をめぐって

先ず本論に入る前にお断りしたいことは、私達は今更半世紀以前の日本植民地統治時代のことをむし返して言いたくないということです。しかしながら、今日まで、日本側に在日の本質的問題に対する認識不足、歴史認識の錯誤、それに基づく誤った、ないしは不十分な戦後処理、不当な差別が残っている限り、嫌でも触れざるを得ないのであります。それ等を見做しての問題解決はあり得ないし、永久に禍根が尾を引くことになります。私達が好んでこの問題をむし返しているのではないことをハッキリ明言した上で、以下述べてみたいと思います。

戦後 45 年を経る中で、日本を代表する人々から対朝鮮半島 36 年間の不当支配に対する謝罪の言葉はありましたが、その内実を考えると深い空しさを禁じ得ません。

日本と同じく先の大戦で敗戦国となった、ドイツのワイツゼッカー大統領の同国の歴史に対する謙虚で深い反省と、具体的事実を挙げての謝罪、また国家による戦争被害補償とは別に、シイメンス、ベンツその地の有名企業の独自の戦時補償、そして敗戦国でなく戦勝国であるアメリカ、カナダの戦時収容日本人に対する補償（わざわざ日本へ調査員を派遣して補償対象者の調査を行った）、オーストラリアにおける、戦時に沈没した日本艦船の水兵を空中より射殺した自国兵に対する戦犯訴追世論問題、その他数多くの戦後処理の例を見ると、単に在日韓国人に対する対応の不十分さというより、日本における対アジア侵略に対する真に深い反省の不在、また、マイノリティー一般に対する日本社会の閉鎖性等、より本質的な問題に行き当たるのです。

竹下前政権時に「ふるさと創生論」の下、全国の自治体に 3,000 億円以上の金をばらまき、中には使途に迷った所もあったそうですが、3 万から 4 万人と

も言われる在韓被曝者に対しては、40～50億円程度の補償で済ませようとしています。また、日本によって強制徴用され戦後棄民化されたサハリン残留韓国人4万人に日本政府はどんな補償をしたのでしょうか。彼等は、サハリンがソ連領となるや、ソ連又は北朝鮮籍を強要され、応じない者は無国籍者となり、当然65年韓日条約の対象になりませんでした。最近新聞紙面を賑わせた強制徴兵・徴用された韓国人に対する調査等も、官民共に消極的であり、上記の国のように積極的対応は残念ながら期待できないのが日本社会の実相であります。その他、戦後補償の空白は枚挙に事欠きません。

また、戦後の日本の教育を見ると、韓日関係の歴史について何度か物議を醸しましたが依然として過去のアジアに対する侵略を覆い隠そうとする姿勢に大きな変化は見られません。南京大虐殺を事実無根と主張する日本の国会議員もいましたが、昨年末頃ドイツの元駐中国大使館員の記録文書によってその事実が明白になりました。韓国については、日本人が当時の韓国の大臣達にピストルを突き付けて調印させた乙未保護条約、恐喝によって調印させられた日韓併合、韓国の皇后である閔妃を当時の日本大使三浦梧楼の指揮の下に、軍、暴漢が宮中になだれこんで暗殺放火した事実(角田房子著「閔妃暗殺」)、其他幾多の例がありますが、若し日本の皇后を韓国人が暗殺したら、一体どのような事態が発生するでしょう。考えると背筋が寒くなります。関東大震災のデマによる韓国人大虐殺の比ではないでしょう。某元文部大臣の「合法的な日韓併合であった」との発言に見られるように、一部の指導層を含めて、日本社会一般の歴史に対する無知には啞然とさせられます。ドイツが戦後教育において、かつての被侵略国であったポーランドの教育関係者と協議合意の上、教科書を作成している姿勢に比べて、日本の歴史教育の貧困さとヒューマニズムの欠如を彼我のために嘆きたくります。

このように考えて来るとき、在日韓国人に対する処遇の適否について、日本の国民一般が無関心であることの所以も又、明らかなのではないのでしょうか。

過去、佐藤内閣をはじめ何度かの政権担当者によって「戦後は終わった」「戦後政治の総決算」との表明がありました。しかし、それは日本の植民地政策の落とし子と言うべき在日韓国人の人権、差別等を放置しての思い上った考えであると、怒りを感じるのは私一人ではないでしょう。

今日まで、在日韓国人側から日本側に改善、撤廃等も求めて来たことの中で、先の再協定も含めて実現されたものもいくつかあるとしても、日本側から反省に基づいた自発的な改善撤廃を行った例は、不幸にして知りません。百の美言よりも自発的な行為一つが、どれだけ両民族の相互理解を深め、ひいては国家間の親善、世界平和に連がるかということを知る必要があるでしょう。又、それこそが韓日両国のトップが目指す未来志向的関係を創造する礎石になるというべきです。歴史の負の遺産を精算しないかぎり、真の友好・親善は望めないと思います。

韓国訪問を終えた海部総理が、日本の空港に帰り着くや、「在日韓国人の問題に関するメッセージ」と題する、重要な発表をしました。少し長くなりますが、大事な内容なので記しておきたいと思います

1. 特別な歴史的経緯を有し、私達と社会生活を共にされて来られた在日韓国人の方には、その特別な事情から、いろいろと苦労を重ねて来られており、日本社会においてより安定した地位と待遇を必要としておられます。

2. 韓日両国の合意について、いくつもの分野で抜本的な施策を講じ、そしてこれを誠実に実施に移す。

3. 世界的な視野に立って、今後の日本社会の建設を進めていくに当っては、国内におられるこれらの方々と、同じ社会に生活する人間として、共に考え、共に生きることが出来るようにしなければならぬと考えます。

4 国民（日本）各位が職場や地域社会といった日常生活の場において、在日韓国人、更には同様の歴史的経緯を有する他の外国人の方々の立場についての理解と配慮を一層深められるよう心から希望する。

以上であります。率直に言って私は嬉しかった。何故なら戦後45年の間、これだけ具体的で、反省を含めた前向きな発言を日本側から聞いたことがなかったからです。海部総理の人間としての内面に触れたような気すらしました。しかし、具体的施策として、この4項目が生きて来るのか、否かについては過去の在日韓国人、同様な経緯を持つ外国人についての対応を顧る時、期待が大きければ逆に失望も大きいと、自分自身に言い聞かせざるを得ません。単にその時の総理の意思表示に終り、（日本では余りも短期間で総理交替の例が多い）施策として生かされず、ましてや総理が替れば、「何処の誰力が言っておっ

たか？」式の怖れ充分だからです。

よく、日本に対して国の内外から政治の理念がないと指摘され、又経済大国ではあるが政治面では特に亜細亜諸国から警戒の目で見られるのは、負の遺産の根本的解決の上に立った、未来に対する展望の面での不十分さ故ではないでしょうか。

個人間のトラブルでも、事後処理をハッキリさせウヤムヤを残さなければ、後々までその人はものを言っても説得力を持ち得ますし、相手から信頼感も得ることが出来ます。一番良くこのことを感じたのは中国の天安門事件の時でした。世界各国が中国の政治権力に対してハッキリ批難しているにもかかわらず、日本政府は正面切ったの批難はせず、遠回しの物言いのみに終始していた記憶があります。

私達の住んでいる日本が悪い国であると考えたくはありません。海部総理のメッセージを実体政治の上で具象化し、政治面、人権面でも大国になってほしく、そのために、「未来に対して盲目にならぬよう、過去に眼をもう一度戻して」ほしく願うものです。そこに自ら理念が生まれ、韓日の指導者が目指す未来志向的関係を創造することも可能となるでしょう。

地方選挙権取得のために

私は在日韓国人の地方選挙権を考えるに当り、次の三つの観点から考えたいと思います。

1. 在日に至った歴史的経緯
2. マイノリティに対する処遇についての国際的趨勢と私達の現況
3. 法律上の問題

1の在日に至った歴史的背景については、ここでその総てを書き得ませんが、ごく簡単に言えば、自己の意志で在日したのではなく日本によって強制、半強制、其の他植民地政策上、在日を余儀なくされたことは日本側も否定し得ない客観的事実であること。故に在日に対して日本政府はしぶしぶでも永住許可（許可ではなく本来は自動付与であるべきはず）を付与しました。

永住という意味は、未来永劫その地に居住するという意味であり、その国そしてその地域を構成する一員であることを意味します。であるならば、その社会に対し自己の意志を反映させる手段を与え、そのことによってより良い地域社会を創造する一員とならしめることが、彼我の共通の利益とならないはずはありません。

2のマイノリティーに対する処遇についての国際的趨勢について言いますと、戦前においてはその国に住む外国人の選挙権は論外の問題であったようです。しかしながら戦後の植民地の解放、民族独立等の世界の潮流の中で、並行して、人権意識の覚醒、人間本来の自然権等の主張も力を得始め・少なくとも先進国では後述の法律関係でも述べてありますが、何国人であるかではなく、今どこに住んでいるかが、より重要視されつつあります。また、多くの国は1のような歴史的背景は一切不問のうえ一定の定住歴によって地方選挙権を付与し、特にイギリスにおいては旧植民地に国籍を有する者については、国政選挙権まで与えています。

このような実例を見ると、今日日本において国際化、経済大国人権大国などの言葉を耳にして、抜き差しならぬ歴史的背景を持った在日韓国人の処遇

を思いみると、白々しさのみ感じるのは私だけでしょうか。

日本の政官界に地方選挙権付与を申し出ると(実際に韓日再協定に持ち出している)、日本側はおそらく「世界各国の普遍的制度になっていない」「時期尚早」と言うでしょう。それならば、現在の日本の全ての制度は普遍的制度ばかりなのでは。既に付与している国々は、普遍性の存否にかかわらず既に認めているのであって、日本は人権後進国の謗りを免れるものではありません。

一部の日本人は「嫌なら帰れ」と言いますし、私達に言わせると「元の娘に戻せ」となって来ます。これでは一步の前進もありません。好むと好まざるとにかかわらず、旧日本の政策によって生活基盤が日本にあり、民族性は民族性として、日本でしか生きられない私達、あるいはその後裔にとって日本は「愛したい国」「愛すべき国」「愛するに値する国」でなければならないはずです。そこで又、「それならば帰化すればどうか」の言葉が返って来ます。帰化については、後述の法律のところで国籍選択の権利ともからんできますが、法律論は別にして現在の帰化政策は、日本国籍の取得だけでなく、アイデンティティーを抹殺させ同化を強いる問題の多い制度となっています。

又、私達自身が帰化問題を論ずる場合の視点にも問題があります。既帰化者ないし希望者の大部分は”差別や生活上の不利”からという動機をもっていますが、それならばその差別や生活上の不利益を克服するための法改正や差別制度をなくす方向にこそ努力すべきであります。言葉を替えるなら、帰化しなくても私達が生きてゆける条件を造り出すべきです。帰化についてはいろいろ述べたいことがあります。本旨ではないので、また後日の論に譲りたいと思います。

1, 2について論じながら私が主張したい事は、要するに、日本が歴史に対する真摯な反省を持ち、それに基づいて定住韓国人に対する当然な処遇の出来る国にたって欲しいし、それが日本人自身にとってもより良き日本を創造する方途であることに気づいて欲しいということです。東京大学の大沼保昭教授の「単一民族の神話を越えて」の論文の中の一説に、「在日韓国人の処遇問題は、日本社会の国際化、閉鎖性の克服に重要な示唆を与える」という言葉がありました。日本が名実共に国際化され「愛するに値する国」になったときは、私が一番先に日本国籍を取得したいと思います。逆説めきますが、「差別があるか

ら帰化するというのではなく、差別がある国の人間にはなりたくない。」「差別がなくなれば帰化の必要もないが、そんな立派な国の人間にたりたい。」そんな思いが私の中にあります。

差別する側に立つより、される側に立って差別撤廃のための苦しい努力を続けることこそ、人間としての誇りを持ち得ることでもありましょう。私達が誇りを捨てず、又、日本が「愛するに値する国」になるためにも基本的人権の支柱とも言うべき地方選挙権を認めるべきであります。そうしてこそ、先進諸国に伍してゆける名実共に人権大国になり、国際社会からの尊敬と評価を受けることが出来るのではないのでしょうか。

法律上の問題点

1. 国際法と国内法との関連

国際人権規約は、1979年9月21日に日本国について発効されている。同規約は、B規約において「市民及び政治的権利に関する国際規約② 25条」に選挙権保障が明記されている。同時にこれを当時国において立法化すべきであることも同規約に併記されている。一方、日本国憲法98条2項には「日本国が締結した条約及び国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」とある。以上を無視して、定住外国人に地方選挙権を付与しないのは上記条文に反する違憲行為であり、同じく憲法の国際協調主文にも反するのみならず、国際法をも無視していると言ふべきである。

※ 国際人権規約B規約② 25条＝すべての市民は、普通かつ平等の選挙権に基づき、秘密投票によって行なわれ、選挙人の意志の自由な表明を保障する真正なる定期的選挙において投票し、選挙されること。

2. 国内法における選挙権

①憲法93条2項には、「地方自治体の長、その議会の議員及び、法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する。」とある。

②地方自治法10条1項には、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」又、同条2項には、「住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う。」となっている。

③同法第11条には、「日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する地方公共団体の選挙に参加する権利を有する。」とありこの条によって日本国民に限定している。

④公職選挙法9、10条においても、国政、地方選挙権共に日本国民に限定し

ている。

以上1, 2を考察してみるに、憲法とその下位規範である法律との関係から言って、本来法律は憲法の目的ないし趣旨に沿って制定されるべきで、それに違背する法律は効力をもたないと言うべきである。

①の憲法93条2項には外国人は排除されておらず、又、地方自治法10条1項には、権利と分担の公平を明確にしながら、地方自治法11条と公選法9, 10条では排除している。これは明らかに違憲であり地方自治法10条1項の趣旨にも整合しないと言わねばならない。「国民」の意味についても、憲法、国籍法において、「国民」と「国籍」の関係は明確にされておらず、神戸大学浦部教授によると、「国、地方共に定住外国人を選挙から排除する根拠は憲法にはない。「国民」という言葉が必ずしも日本国籍を有する者”を意味しない。最近定住外国人に地方レベルの選挙権を認める説が有力となりつつある。」としている。

先進諸国においては、国民の概念の再検討、拡張がある。そして後述の通り多くの国が定住外国人に参政権を認めている。又、憲法上の「国民」も当初からPeople(住民、市民、大衆)であったため、定住外国人を法律で言うところの”すべての国民の中に抱括すべきであろう。

加えて、国際人権規約では、B規約25条の中の”公務への参加”の規定にある用語は”国民’ではなく”市民”となっている。ここでは”すべての市民＝シチズンであって、選挙権が保障されている。市民と言うのは、国を基礎にしたナショナルではなく、一定のコミュニティの中に参加できる条件を持った人の意味にとらえるべきである。(明治学院大学、広瀬善男教授説より引用)

人権尊重と公平の原則から言うならば、「何国人」ではなく「何処に住んでいるか」が重要な基準であるべきであり、又、地域社会の政治的問題は、地域住民のすべてによって決定されるべきと考えるのが住民自治の精神にかのうものでもある。事実、先進国の趨勢もその方向に転換ないしは転換しつつある。

これに対して、「選挙権は国民固有の権利」であり、当然の法理であるとの解釈を主張する人もいるが、それ自体が既に上述の理由から、国際的趨勢と乖

離した考え方である。日本の選挙学会〔理事長田中靖政学習院大学教授、会員数289名〕では最近、「在日外国人の選挙権を認めるべきか」の調査をしたところ、大半が、国地方選挙共に認めるべきであるとの結果が出た。特に地方選挙権については圧倒的に多かったとの発表があった。条件としては「納税」と「定住権」を挙げているが、これは即、私達に適合するものである。

3. 権利と義務の相関関係（選挙権と納税義務）

①憲法第30条

「日本国民は法律の定めるところにより納税の義務を負う」とあり明確に納税義務を日本国民に限定している。

②国税通則法第1条

「この法律は国税について基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ国税に関する法律関係を明確にすると共に、"国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。」とし、ここでも"国民"に限定している。

③所得税法第1条第1項、及び第2項

「この法律の施行地に住所を有し、又は1年以上居住を有する個人は、この法律により所得税を納める義務がある」この法律では"国民"は表記されていない。

④地方税法第24条

「道府県民税の納税義務者は、道府県内に住所を有する個人」とあり、国民の表記はない。外国人を含むともししていない。

⑤地方税法第294条1項

「市町村民税の納税義務者は、市町村内に住所を有する個人」③④と同様に国民の表記もなく、外国人を含むともししていない。

イ. 以上①-⑤まで列記して見たが、先ず、憲法第30条及び国税通則法第1条において納税義務者は"国民"に明確に限定されている。一方地方税法各条

において納税義務者は住所を有する個人となっている。憲法の趣旨を踏まえて法制がある以上、地方税法でいうところの"住所を有する個人"とは"住所を有する日本国民個人"と解するのが憲法に忠実な解釈である。法文の文理上から言っても、この解釈が普遍的であり無理がない。したがって、◎外国人個人には、納税義務はないと言うべきである。

ロ. 逆に、前述の憲法第 93 条 2 項の住民の選挙権、地方自治法第 10 条 2 項の住民の規定で、外国人が選挙から排除されていないにもかかわらず、地方自治法 11 条及び公選法第 9、10 条には排除されている。

ハ. イとロの関係は、全く御都合主義的で整合性が完全に欠落したものであり権利と義務の相関関係を見捨てたものと言わざるを得ない。即ち選挙については憲法で、日本国民でなく住民には選挙権があるとしながら与えず、税金については憲法で日本国民に限定されているにもかかわらず、日本国民以外の外国人にも税金を徴求している。

ニ. この不整合を正すために、それならば納税義務を排除せよとの主張ではない。少なくとも近代社会において、又、人権大国であるはずの日本においてそのような主張はナンセンスであり、義務を課している限りにおいては、当然権利の行使を積極的に認めるべき世界通念的法的義務がある。

※簡明に言うならば、日本の現行の選挙関係法と税法は、"電車の切符は買わせて電車に乗せない"ようなものであり著しく整合性をかいた、しかも人権面を見捨てたものである。

4. 其の他参考事項

イ. そもそも第 2 次世界大戦で日本が敗戦するまでは、在日韓国人（当時は日本人であった）にも選挙権があったが、敗戦後その年（1945 年）12 月に法律 42 号で、「戸籍法の適用を受けざるもの」は選挙権がないとされた。

一方、対日講和条約は 1952 年 4 月 27 日に発効となったが、それまでは法的には日本人であるべきで、講和条約発効時までは当然選挙権を有するものである。尚、講和条約が発効されても国際法では旧植民地出身者は、国籍の選択が認められているにもかかわらず、日本政府は恣意的かつ一方的に日本国籍を

剥奪した。故に選挙権が現在尚あると言い得るのである。

※ 国籍選択権を行使したとしても、その当時の状況から言って日本国籍を選択する者は極く僅かだったと思料されるが、そのことと選択させなかったことは自ら別問題であり、それによって日本政府の措置が正当化されるものではない。同じ敗戦国であったドイツは、支配下にあったオーストリア人に国籍の選択をさせた事実がある。以上から言って法律 42 号は無効であり、在日韓国人自身が現在尚、日本国籍を保有している、故に、「今からでも国籍選択をさせるべし。」との学説もある。

国籍選択権については、下関に在住する趙健治氏が提訴し、山口地裁で「法律上の争点ではない」とし、控訴審の広島高裁では「憲法に違反しない」と判決しながら、「在日韓国人、朝鮮人が日本人に与えられている多くの権利や法的地位を享受し得ず、劣悪な地位におかれているのは事実である」と認めるとともに「その理由は、日本国籍を有しないためでなく、日本の植民地支配の誤りによる」と述べている。

ロ . 地方自治法第 2 条 1 項「地方公共団体は法人とす」とあり、国家とは別個の法律上の権利、義務の主体であることが明記されている。即ち、地方自治体の活動は国家主権を左右するものでないものであり、憲法第 1 条の国民主権と相反しない。地方選挙権付与の事例スイス、イギリス、フランス、スペイン、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、デソマーク、スウェーデン、オランダ、統一後のドイツ

終りに

以上三つの観点から、六法や参考資料をひもどきつつ、私なりの検討を加えて見ましたが、なに分素人のことなので不備な点もあるやも知れません。特に法律解釈では掘下げ方が不十分であることを自覚していますが、今後の研究課題にたく考えています。まだまだ書きたいことがあります。又、何かの機会に譲り、文字通り拙文となりましたが、御理解いただければ幸甚です。又、

参考資料には、ザ・KPIの記事を一部引用させていただきました。ザ・KPIのスタッフの方々に厚くお礼申し上げます。又、私が在日韓国人であり直接呼びかけたい対象が在日韓国人であるため、この文中では、私達＝在日韓国人となっていますが、単に私達だけでなく、同じ歴史的経緯を有する朝鮮籍又在日中国台湾の方々も含むものであります。最後に申し上げたいことは、私達の多くの先輩達が植民地支配下で、後裔である私達のために尊い血を流され、その結果として今日の私達があることを思う時、他の諸問題と共に、この地方選挙権問題は、私達も又後裔に対する責任として解決しておくべき課題であるということです。これ以上人権侵害の現状を座視しておくならば、後裔たちは私達を無能であったと蔑むであらうでしょう。この拙文に共鳴して共同原告となって法廷に立つ入が一人でも多からんことを願ってやみません。

1991年2月10日 李鎮哲